

中 期 財 政 運 営 方 針

(令和8年度 ～ 令和 12 年度)

素 案

令和8年9月

広 島 県

— 目 次 —

1	策定の趣旨	1
2	本方針の位置付け等	1
3	現状と課題	2
4	本県財政の目指す姿	7
5	財政運営目標	7
6	目指す姿の実現に向けた取組	8
7	今後の財政収支見通し	13
8	毎年度の予算編成にあたって	16

1 策定の趣旨

本県では、令和2年に「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン（以下「ひろしまビジョン」という。）」を策定し、県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」できる社会の実現を目指し、取組を進めてきました。

一方で、ひろしまビジョン策定後も、想定を上回るペースで進む人口減少など、社会経済情勢の変化が進展しているほか、国際情勢の緊迫化や物価高騰など、策定時には予測できていなかった変化が生じていることから、このような情勢変化に柔軟かつ適切に対応していくため、令和8年6月に、ひろしまビジョンを見直しました。

見直し後のひろしまビジョンでは、本県が持つ多彩な宝や強みを磨き、魅力を高め、県内外の人々の交流により創造性と活力を生み出し、更に多くの人を惹きつけ、経済も成長していくという好循環の実現を目指し、若者に選ばれる広島県、女性に選ばれる広島県、子育てしやすい広島県、強固な社会経済基盤の確立、広島の財産と経験の継承の5つを、今後5年間で特に注力する重点項目として設定し、取り組んでいくこととしています。

このひろしまビジョンに基づく施策を財政面から支えるとともに、将来にわたって安定的な財政運営を行っていくため、この「中期財政運営方針（以下「本方針」という。）」を策定することとしました。

2 本方針の位置付け等

（1）本方針の位置付け

ひろしまビジョンの目指す姿の実現に向けた一連の施策を財政面から支えるとともに、将来にわたって安定的な財政運営を行っていくための中期的な財政運営の指針となるのが、本方針です。

（2）期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 現状と課題

(1) 本県の財政状況

本県では令和2年度に策定した前方針において、経済低迷や大規模災害などのリスクに備えつつ、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を目指し、財源調整的基金残高の確保及び将来負担比率の抑制の2つの財政運営目標を掲げ、更なる選択と集中を図るための取組、人件費の適正管理、県税の徴収強化などの歳出歳入の両面にわたる取組や、県債残高などの将来負担額の着実な縮減を計画的に進めることとしました。

前方針期間（令和3年度～令和7年度）中を振り返ると、令和2年3月に県内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症への対応では、経済の低迷による県税収入等の歳入の減少が見込まれる中において、PCR検査体制の強化や休業要請に係る協力支援金など大規模な対策を緊急的に講じる必要があったことから、予算編成が困難となるなど財政運営上の大きな危機に直面しました。また、ロシアによるウクライナ侵略等に端を発した物価高騰により、あらゆる経費が増嵩し、現在もその傾向は続いています。

こうした状況の中においても、事業の見直しや国への財政支援の働きかけなどによる財源確保により、土地造成事業会計等の資金不足への対応や臨時財政対策債の償還方法見直しといった財政健全化の取組を止めることなく、毎年度の当初予算編成時点で財源調整的基金残高の目標である100億円以上の水準を堅持しました。

また、戦後最大級の被害をもたらした平成30年7月豪雨災害の復旧・復興を進める中、重ねて発生した令和3年7月・8月豪雨災害などの自然災害への対応や国の「国土強靱化」予算を活用した県土強靱化の加速などにより、実質的な県債残高は増加傾向となっていますが、災害対応以外の県債発行額を適切な水準に維持することや、災害対応を含む投資的経費に対し、新たに創設された交付税措置率の高い有利な県債を最大限活用することなどにより、将来負担比率は、令和7年度末時点で目標である200%程度の水準よりも改善する見込みとなっています。

このように、財政運営目標はいずれの指標も目標を達成する見込みとなっている一方、足下の財政運営においては、中東情勢の不安定化等により経済情勢の先行きが不透明感を増す中で、金利の上昇による利払い負担の増加や高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加、さらには、物価や賃金の上昇に伴う施設管理費や人件費の増加など、義務的経費や経常的経費が更に増大していくことが見込まれます。

また、人口減少への対応や、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえた防災・減災対策はもとより、インフラや公共施設等の老朽化対策、公立病院の厳しい経営環境が続く中での持続可能な地域医療提供体制の確保など、複雑多様化する行政課題への対応も求められており、本県の財政運営を取り巻く環境は、一層厳しさを増しています。

(2) 財政運営上のリスク

今後の財政運営にあたっては以下のような様々なリスクが存在します。

ア 自然災害や新興感染症等の発生

本県において戦後最大級の被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨災害の際には、その復旧や災害援護等に、緊急的に巨額の財政出動が必要となりました。

また、令和 2 年に県内でも発生した新型コロナウイルス感染症への対応は、最終的にはその対策経費の大部分に国庫補助金等が措置されたものの、初動対応では不要不急の事業の休止や執行停止等の緊急的な対応を余儀なくされたほか、大幅な税收減を想定した予算編成を迫られました。

今後も、台風や集中豪雨に伴う風水害や土砂災害、南海トラフ地震等の大規模な自然災害や新興感染症の発生など、予見することが困難なリスクは潜在しています。

イ 国際・経済情勢等の変化

かつて、いわゆるリーマンショックを契機とした世界的な金融危機の影響に伴う景気後退により県税収入が落ち込む中で、厳しい経済・雇用情勢に対応するため、大規模な緊急経済・雇用対策が必要な状況となりました。

現在もロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の不安定化による緊張の高まりなど不透明な状況が続いており、物価高などへの対応が求められています。

こうした国際・経済情勢の変化が本県経済へ更に大きな影響を及ぼした場合、県税収入が大幅に減少する中で、同時に経済危機に対応するための取組が必要となる可能性もあります。

ウ 税収増を上回る金利の更なる上昇

金利のある世界となり、金利が更に上昇すれば県債の利払い負担は年を追うごとに増加します。

金利の上昇が経済成長に伴うものであれば、利払い負担の増加に連動して、県税をはじめとする歳入も増加すると考えられますが、税収増を上回る金利の上昇が続いた場合、利払い費の増加が財政運営を大きく圧迫するおそれがあります。

エ 地方財政計画の影響

国の三位一体改革の際には、地方交付税などの大幅な削減により、財源調整的基金がほぼ底をつきました。

令和8年7月に国が策定した「中長期経済財政計画」においては、地方の一般財源総額について、令和8年度の地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準とするとされていますが、昨今の物価上昇等の影響等が的確に反映されなかった場合、厳しい財政運営を迫られることが懸念されます。

(3) 今後の課題

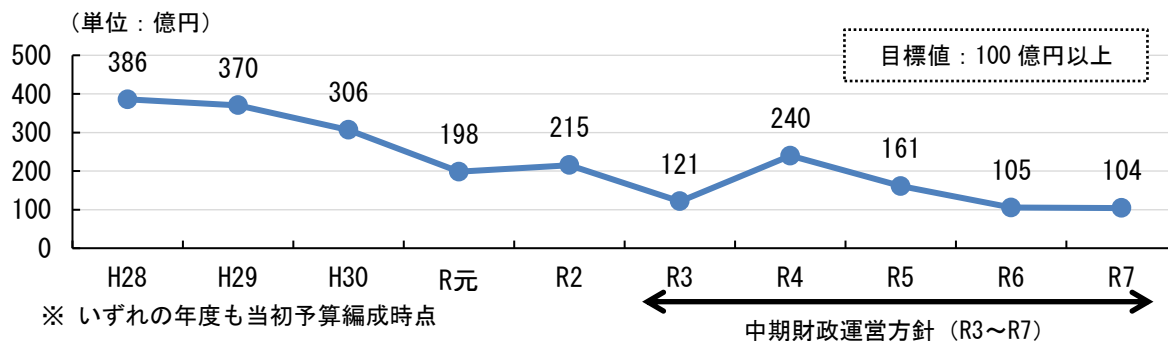
財政運営上のリスクへの備えとして、前方針では、平成30年7月豪雨災害のような大規模災害の発生への対応を念頭に、毎年度の当初予算編成時において、100億円以上の財源調整的基金残高を維持してきました。前述したリスクに備え、適切な水準の基金残高を確保する必要があります。

また、長期的な視点に立つと、想定を上回るペースで進行する人口減少により、人口に連動する歳入が縮小し、地域の持続可能性や活力を維持するための取組や社会経済情勢の変化により行政需要が増加するなど、様々な変化が見込まれます。こうした人口減少が進む将来を見据え、持続可能な地域社会を築いていくためには、引き続き将来負担の軽減に取り組み、財政構造の弾力性の確保を進めていく必要があります。

【財政運営目標（実績）】

財源調整的基金

- 年度間の財源の不均衡を調整するための基金である「財源調整的基金」は、令和7年度当初予算編成時点で 104 億円 となっており、目標である 100 億円以上の水準を維持。

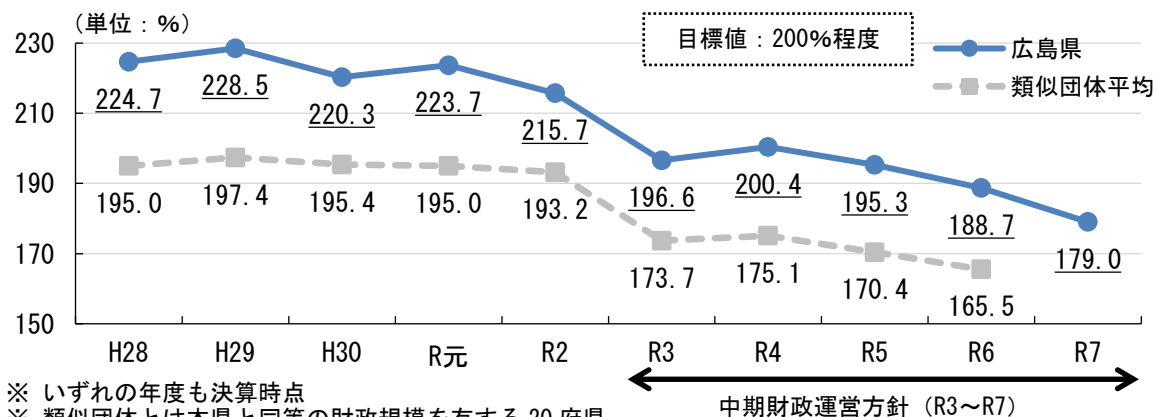


〔財源調整的基金とは〕

年度間の財源の不均衡を調整するための基金を指し、具体的には「財政調整基金」及び「減債基金（一部）」の合計。

将来負担比率

- 将来負担すべき負債を示す指標である「将来負担比率」は、令和7年度決算時点で 179.0% となり、目標である 200%未満の水準に抑制。



〔将来負担比率とは〕

財政健全化法に基づく財政指標であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

400%以上の団体：議会の議決を経て財政健全化計画を定め、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表。早期健全化が著しく困難と認められるときは国から必要な勧告

$$\text{将来負担額}^{\ast} = (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})$$

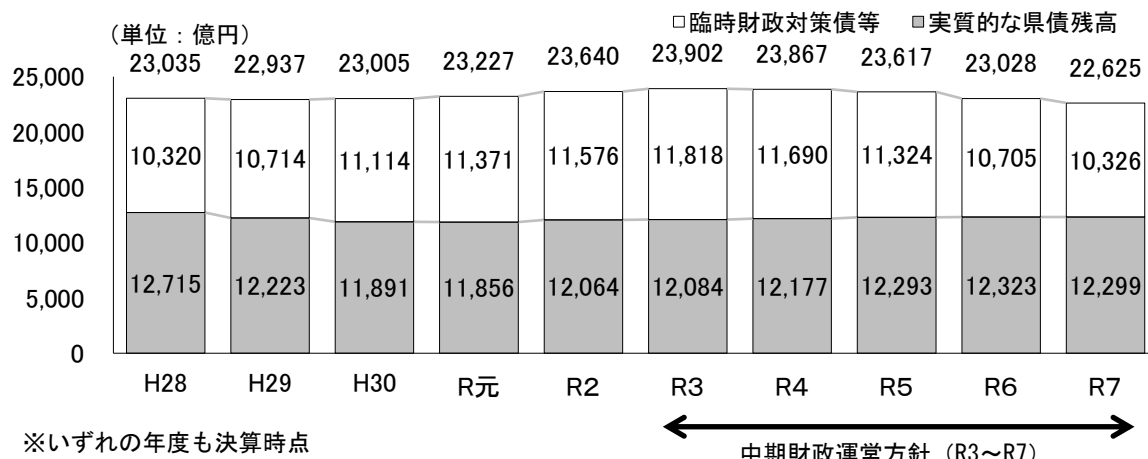
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額：前年度末における地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など

【参考指標（実績）】

実質的な県債残高

- 臨時財政対策債等を除いた「実質的な県債残高」は、令和7年度決算時点で1兆2,299億円となり、頻発した豪雨災害への対応等の影響により、令和2年度末と比べ235億円増加する見込み。

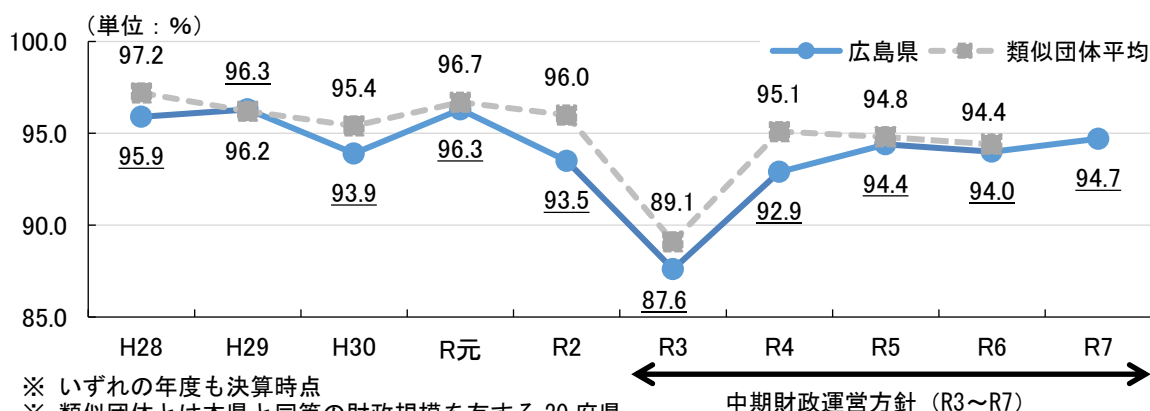


〔実質的な県債残高とは〕

県債のうち、臨時財政対策債など全額交付税措置のある県債と、将来の満期一括償還に備えて一定のルールで減債基金に積み立てた額を償還したものとみなして、その額を除いたもの（今後の税收等により償還しなければならない県債残高を意味する）

経常収支比率

- 「経常収支比率」は、令和7年度決算時点で94.7%となり、給与改定等に伴う人件費の増加などにより、将来的に近づけることを目指している90%程度の水準を上回って推移。



〔経常収支比率とは〕

人件費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源等に占める割合であり、財政構造の弾力性を判断する代表的な指標

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、公債費など経常経費充当一般財源}}{\text{地方税、普通交付税など経常一般財源} + \text{減収補てん債（特例分）} + \text{臨時財政対策債}}$$

4 本県財政の目指す姿

激甚化・頻発化する自然災害等のリスクに備えつつ、人口減少等により社会経済情勢が変化する中においても県勢発展に必要な施策を着実に推進できる、安定的な財政基盤が構築されている状態を目指します。

5 財政運営目標

目指す姿の実現に向けた進捗を測るため、次のとおり財政運営目標を設定しました。

- ・ 財源調整的基金について、130 億円以上の残高を確保します。

前述の財政運営上のリスクへの備えとして今後確保すべき残高については、激甚化・頻発化する自然災害など、危機事案に機動的に対応できる水準とする必要があります。

このため、毎年度の決算の状況を踏まえながら可能な限り基金の積み増しを行うことなどにより、令和 12 年度当初予算編成時点までに、130 億円以上の残高を確保し、更なる上積みを目指します。

- ・ 将来負担比率を 160%程度に抑制します。

他県と比較し依然として高い水準にある将来負担比率については、今後の人口減少等による社会経済情勢等の変化を見据えた弾力的な財政構造を確立するため、引き続き、県土強靱化を図るための一定の公共事業費を確保しつつ、抑制を図る必要があります。

このため、将来負担の主要な要素である県債の発行額を適切にマネジメントすることなどにより、令和 12 年度までに、160%程度への抑制を目指します。

【参考指標】

上記の目標のほか、次の決算指標等についても、参考指標として注視します。

- ・ 実質収支
- ・ 財政力指数
- ・ 経常収支比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 県債残高

6 目指す姿の実現に向けた取組

本県の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中においても、財政運営上のリスクに備えつつ、県勢発展に必要な施策を着実に推進できる、安定的な財政基盤の構築を目指し、歳出歳入の両面から、取組を進めていきます。

(1) 歳出の取組

ア 重要施策の着実な推進に向けた選択と集中

最少の経費で最大の効果を発揮するため、優先順位や費用対効果、国・市町・事業者との役割分担等を踏まえた事務事業の見直しなど、不断の歳出見直しに取り組めます。

歳出見直しに取り組んだ上で、ひろしまビジョンに掲げる目指す姿の実現に向けた重要施策へ予算を重点的に配分するなど、更なる選択と集中を図ります。

イ 将来負担の着実な縮減

本県の将来負担比率は、頻発した豪雨災害への対応に伴い多額の県債発行が必要であったこと等から、他県と比較し依然として高い水準にあります。今後の人口減少を見据え、持続可能な財政構造を確立するためには、県債の大部分を占める建設地方債の発行額について、引き続き、適切な水準にマネジメントしていくことが必要です。

一方で、近年、激甚化・頻発化している自然災害への対策として、防災・減災対策や、これまで形成してきたインフラの適切な維持管理、計画的な更新といった取組の重要性は一層高まっており、今後も持続可能な財政運営との両立を図りながら、着実に社会資本整備を進めていく必要があります。

このため、本方針の期間中においては、厳しい財政状況の中にあっても、公共事業費について、県負担ベース※で実質的に令和7年度と同水準を確保し、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく国の予算や有利な県債などを最大限活用しながら、県土強靱化等の要請に応えるとともに、将来負担の着実な縮減を図ります。

※ 県負担とは、一般財源及び県債発行額（償還財源が地方交付税で措置される額を除く）

ウ 人件費の適正管理

「行政経営の方針」に基づき、社会経済情勢の変化や危機管理への対応など、新たな課題やデジタル技術の進展を踏まえた効率的かつ効果的な執行体制に向けた不断の見直しを行い、適切な定員管理に取り組むことで、人件費を適正に管理します。

長期的には、人口減少による行政需要の変化や人材不足が深刻化することを見据え、市町を含めた広島県全体の行政サービスの最適化についても、本方針期間中に検討していきます。

また、業務の効率化を図るとともに、管理職によるマネジメントの更なる徹底などにより、時間外勤務の縮減に取り組めます。

エ その他

生活習慣病予防対策やがん対策等の取組による県民の健康増進、地域包括ケアシステムの構築等による医療・介護提供体制の効率化などにより、医療費等の増加の抑制につなげていきます。

日進月歩で進展するＡＩをはじめとする新たなデジタル技術を臨機応変に各施策や県庁内に取り入れ、行政の効率化と県民サービス向上につなげるとともに、情報システムの最適化を図ります。

公共施設等について、「広島県公共施設等マネジメント方策」に基づき、今後の人口減少の見通しや、社会情勢及び県民ニーズの変化等を踏まえた施設総量の最適化などに取り組めます。

(2) 歳入の取組

ア 収入未済額の縮減

県税の収入未済額の多くを占める個人県民税について、県と市町が連携した特別徴収の徹底により、収入率の維持・向上を図るとともに、収入率が低い市町に対し、市町職員と連携して滞納整理を行う併任徴収をより重点的に実施するなど、収入未済額の縮減を図ります。

その他の収入未済額についても、引き続き、組織的かつ効率的な滞納整理を推進することで、着実な縮減を図ります。

また、電子預金調査の活用により、差押え等の滞納処分の効率化に取り組むとともに、キャッシュレス納付による納付機会の拡大などにより、納期内納付率の向上を図り、滞納発生の未然防止につなげていきます。

イ 使用料・手数料の適正化

使用料・手数料について、公平性の確保や受益者負担の適正化の観点から、国が政令により定める標準額の改定状況も踏まえ、人件費単価や物価水準の変動等を勘案した適正な水準となるよう、全ての使用料・手数料について、計画的な見直しを実施します。

ウ 財産の売払い

土地等の県有財産について、引き続き、社会情勢及び県民ニーズの変化等を踏まえた施設総量の最適化などを推進しながら売払いに取り組み、新たな歳入確保につなげていきます。

エ 資金管理の高度化

県が保有する資金の運用について、金利上昇局面による恩恵を最大限享受できるよう、外部の金融専門家等で構成する資金管理会議の意見を踏まえながら、安全性及び流動性を確保した適切なリスク管理の下で、運用期間の最大化など運用方法の見直しに取り組み、運用益の拡大を図ります。

また、資金の調達について、県債の発行時期の平準化や償還年限の多様化により、金利変動リスクの分散を図るとともに、市場環境に応じた効率的、機動的な起債により、調達コストの縮減につなげていきます。

オ 地方税財源の充実強化に向けた国への働きかけ

地方歳出の大半は、国の法令等の関与が存するなど義務的な経費であり、国が地方に事務を義務付けている以上、国の責任において必要な財源が確保されなければなりません。

今後も、社会保障関係費の増加や、物価・金利の上昇に伴う様々な経費の増加が見込まれる中においても、地方が責任をもって人口減少対策などの重要課題に対応しつつ、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供するためには、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額が確実に確保・充実されることが必要です。

このため、地方の必要な一般財源総額の確実な確保・充実について、全国知事会等と連携し、あらゆる機会を通じて、国に働きかけを行っていきます。また、新たな税財源確保についても、引き続き検討します。

カ その他

国の補助金等の積極的な活用や、庁舎等の未利用スペースの積極的な貸付け、ネーミングライツの推進など、様々な歳入確保に取り組めます。

(3) 財政運営上のリスクへの対応

地方公共団体は、国と異なり、地方債の発行権限が限定されていることから、前述したリスクが顕在化した際の突発的な資金需要に対応するためには、基本的には、活用可能な基金の取崩しによるほかはありません。

このため、財源調整的基金について、毎年度の決算の状況を踏まえながら可能な限り積み増しを行うことなどにより、財政運営目標である 130 億円以上の残高の確保と、更なる上積みを目指します。

なお、想定を超える大規模な自然災害の発生や経済情勢の急激な変化など、現時点で影響の予測が困難な事態が生じた場合においては、県民サービスへの影響を考慮しながら、全ての経費について、抜本的な見直しを検討するとともに、県庁舎整備基金等の活用など、あらゆる財源確保を検討します。

7 今後の財政収支見通し

一定の条件の下で試算した財政収支見通しでは、経済成長に伴う歳入の増加や、土地造成事業等債務処理基金への積立の完了が見込まれるものの、社会保障関係費や人件費の増加、過去に頻発した豪雨災害に係る起債償還の本格化や金利上昇に伴う公債費の増加、物価上昇による政策的経費の増加などにより、歳出に対して歳入が不足する要調整額が、230～260億円程度で推移し、令和12年度までの累計は、980億円程度となる見込みです。

なお、令和8年7月30日に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」を反映したことに伴い、令和8年7月に公表した「今後の財政収支見通し」から、数値を置き換えています。

〔「中長期の経済財政に関する試算」（R8.7.30）を反映した財政収支見通し〕

（単位：億円）

区 分		R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	1 県税・地方消費税清算金・地方譲与税	5,581	5,847	5,981	6,168	6,287	6,401
	うち 県税	3,527	3,492	3,556	3,649	3,710	3,767
	2 地方交付税・地方特例交付金	1,874	2,155	2,373	2,489	2,550	2,584
	3 国庫支出金	1,044	1,153	1,130	1,161	1,189	1,202
	4 県 債	729	749	772	822	756	765
	5 そ の 他	1,669	1,610	1,329	1,265	1,171	1,222
歳 入		10,898	11,514	11,585	11,905	11,953	12,174
歳出	1 法的義務負担経費	3,829	4,277	4,339	4,437	4,541	4,573
	うち 社会保障関係費	1,525	1,587	1,616	1,659	1,678	1,722
	うち 税の市町等交付金	1,515	1,674	1,723	1,788	1,828	1,866
	うち 退職手当基金積立	26	0	22	0	23	0
	2 経常的経費	3,907	4,109	4,314	4,459	4,505	4,632
	人 件 費	2,462	2,612	2,745	2,867	2,908	3,033
	うち 職員給与費等	2,331	2,417	2,595	2,673	2,753	2,833
	うち 退職手当	131	195	150	194	155	200
	公 債 費	1,444	1,497	1,569	1,592	1,597	1,599
	うち 臨時財政対策債分	546	551	547	544	534	513
	うち その他分	898	946	1,022	1,048	1,063	1,086
	3 政策的経費	3,162	3,127	3,194	3,237	3,148	3,216
歳 出		10,898	11,514	11,847	12,133	12,194	12,421
要調整額（歳入－歳出）		—	—	▲262	▲228	▲241	▲247

【推計方法の概要】

【歳入】

- 県 税 収 入 : 令和8年度当初予算の税収見込額をベースとして、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(R8.7.30)の名目経済成長率等を基に推計
- 交 付 税 : 令和8年度当初予算額をベースとして、社会保障関係費・給与・公債費等の増減や県税収入等の見込額を考慮
- 県債、国庫支出金 : 歳出推計に連動

【歳出】

- 法的義務負担経費 : 社会保障関係費など増減が見込まれるものは、令和8年度当初予算額をベースとして、物価上昇や対象人口の増減等の影響を反映
- 人 件 費 : 内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(R8.7.30)の賃金上昇率を反映
- 公 債 費 : 金利は内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(R8.7.30)の名目長期金利を踏まえて設定
- 政策的経費 : 増減が見込まれるものは個別に推計しつつ、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(R8.7.30)の物価上昇率を反映

【広島県立病院機構への運営費負担金の増加による影響】

広島県立病院機構の経営が一層の厳しさを増していることから、機構の中期計画の変更を検討します。

令和8年度当初予算を基に、総務省の定めるガイドラインの範囲内で県から機構への運営費負担金の最大額を機械的に試算すると、令和9年度以降、1年あたり20億円程度、前頁の財政収支見通しから要調整額が増加する見込みです。(県の負担額については、機構の中期計画の改定作業において今後精査)

【要調整額への対応】

(単位：億円)

区 分		R9～R12 合計※
年度間の財源調整	毎年度の当初予算編成以降に生じる歳出不用等を踏まえた取崩抑制など、財源調整的基金による年度間の財源調整	750 程度

取組の目安額	歳出見直し	毎年度の当初予算編成段階において、優先順位や費用対効果、国・市町・事業者との役割分担等を踏まえた事務事業の見直しに取り組む。 (見直し額は、財源調整的基金残高の状況等を踏まえ、毎年度の当初予算編成時に検証を行う。)	130 程度
	人件費の適正管理	適切な定員管理や時間外勤務の縮減	90～100 程度
	収入未済額の縮減	県税の滞納処分や個人住民税の市町との共同徴収の実施などによる収入未済額の縮減	
	財産の売払い	土地等の県有財産の売却処分等の推進	
	資金管理の高度化	資金運用方法の見直し等による運用益の拡大と資金調達方法の見直し等による調達コストの縮減	
	特定目的基金の更なる活用	特定目的基金の積極的な活用	80 程度

※ 金額は一般財源ベースで、機構への運営費負担金の増加により見込まれる要調整額の増加への対応分を含む。

なお、令和8年度については、事務事業の見直し等により要調整額を解消済み。

【更なるリスクへの対応】

想定を超える大規模な自然災害の発生や経済情勢の急激な変化などにより、要調整額が現時点での見込みを大きく上回るなど、上記の取組によっても対応が困難な財政運営上の更なるリスクが生じた場合の対応

更なる取組	県民サービスへの影響を考慮しながら、全ての経費について、更なる抜本的な見直しを実施するとともに、県庁舎整備基金※等の活用などあらゆる財源の確保を図る	—
-------	--	---

※ 県庁舎整備基金のR8.6補正予算編成後の残高見込額は157億円（今後、条例改正が必要）

8 毎年度の予算編成にあたって

本方針では、今後 10 年間の収支見通しを踏まえ、今後の財政運営にあたっての基本的な考え方や方針を示しました。ただし、今後の経済情勢や地方交付税制度をはじめとする地方財政制度等については、予測が困難な面もあることから、本方針策定後の経済情勢の変化などを適切に歳入・歳出の見込みに反映した上で、毎年度策定する「県政運営の基本方針」の中で、具体的な予算編成の作業フレームを決定します。

なお、想定を超える大規模な自然災害の発生や経済情勢の急激な変化などにより、現時点で影響の予測が困難な事態が生じた場合には、県民サービスへの影響を考慮しながら、あらゆる経費について、抜本的な見直しを検討するとともに、更なる財源確保に取り組みます。